

令和6年5月28日
北沢総合支所
政策経営部
子ども・若者部
教育委員会事務局

旧北沢小学校後活用の考え方について

1. 主旨

北沢小学校は、平成30年に下北沢小学校へ統合した後、校舎及び校庭、体育館を、北沢中学校第2校舎等として使用し、その後、令和2年4月からは池之上小学校改築に伴う仮校舎として使用しているが、池之上小学校改築完了に伴い、令和6年度1学期終了の際、仮校舎としての活用を終了する。

そうしたなか、今回、「世田谷区立学びの多様化学校等基本構想(案)」策定に伴い、基本構想(案)に示された機能を早期に実現できる学びの多様化学校(不登校特例校)(以下、「学びの多様化学校」という。)の設置場所として、旧北沢小学校を活用することが適切であると判断するとともに、複合的な教育施設としての各機能を含む旧北沢小学校後活用の考え方をまとめたので、報告する。

2. 旧北沢小学校の施設概要

(1) 施設・敷地の現況

所在地	世田谷区北沢四丁目32-20
敷地面積	6,332㎡
校舎面積	4,467㎡(新BOP・プール棟の2階に屋外プールあり)
校庭面積	2,695㎡
体育館面積	683㎡
構造	RC造 3階建他
施設概要	教室棟：昭和45・46年(築54年・53年) 体育館・特別教室棟：昭和45年(築54年) 新BOP・プール棟：昭和56年(築43年)
耐震性	教室棟、体育館・特別教室棟：平成21年度に耐震補強を実施済みであり、耐震性は確保されている。 新BOP・プール棟：耐震診断の結果、耐震性は問題なし。

(2) 用途地域等による制限

主たる用途地域：第一種低層住居専用地域
(建ぺい率50%、容積率150%、第一種高度地区(高さ10メートル制限)
準防火地域)

既存体育館は、建築基準法第55条による特定行政庁(区)の許可を得て、高さを10メートル以上としている。

(3) 使用状況

平成 30 年 4 月 北沢小学校と下北沢小学校の統合
 4 月 ~ 北沢小学校の施設を北沢中学校第 2 校舎等として使用
 令和 2 年 4 月 ~ 池之上小学校改築に係る仮校舎として使用
 6 年 8 月 池之上小学校仮校舎としての使用終了

3 . 旧北沢小学校後活用にかかる検討経過

北沢小学校後活用については、以下の経緯のとおり、学びの多様化学校（不登校特例校）設置検討の内容を踏まえ、考え方をまとめた。

(1) 旧北沢小学校の下北沢小学校への統合と北沢小学校後利用方針

平成 30 年 4 月の旧北沢小学校と下北沢小学校の統合にあたり、北沢小学校の後利用について地域の方々との意見交換会を実施し、平成 30 年 3 月に「北沢小学校後利用方針」を策定した。その後も学校施設を活用した区全体の行政需要に対応する施策の検討や、地域住民等の意見も踏まえて、整備する機能等について検討を進めてきた。

(2) 北沢中学校第 2 校舎及び池之上小学校改築に係る仮校舎としての活用

平成 30 年 4 月より、既存の学校施設を維持し、北沢中学校の第 2 校舎等として活用しながら、旧北沢小学校が担ってきた避難所機能と地域コミュニティの核としての機能、子どもの居場所としての機能を維持してきた。その後、令和 2 年 4 月より、池之上小学校の改築に伴う仮校舎として活用している。

(3) 新たな学びの多様化学校設置の検討

教育委員会では、不登校児童・生徒の増加傾向が続くなか、児童・生徒個々の状況に合わせた様々な支援を進めることとしており、その一つとして、令和 5 年度より、学びの多様化学校分教室「ねいろ」の知見を踏まえた、新たな学びの多様化学校の設置について検討を開始した。

検討にあたり設置した「世田谷区学びの多様化学校等基本構想策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）での議論を進めるなかで、教育委員会がまとめた、学びの多様化学校等の基本的な考え方において、学びの多様化学校は、校長等の管理職や教職員の体制のもと、校舎や校庭、体育館等の施設を備え、ほっとスクールや子どもたちが集える場などの機能を併せ持ち、多様な子どもたちの学びの場や居場所となるような複合的な教育施設とし、かつ、可能な限り早期に設置する必要性があることから、既存施設の活用が見込める旧北沢小学校を設置場所の候補地とした。

(4) 旧北沢小学校後活用の検討

(3) の考え方を受けて、区において旧北沢小学校の後活用検討のための会議体を設置し、旧北沢小学校への学びの多様化学校設置の可能性や、これまでの地元町会・自治会等からの

意見も踏まえて、整備する機能等について検討を進めてきた。

このたび、教育委員会において「世田谷区立学びの多様化学校等基本構想（案）」をまとめたことに伴い、基本構想（案）に示された機能を早期に実現できる旧北沢小学校を学びの多様化学校設置場所とすることが適切であると判断するとともに、複合的な教育施設としての各機能を含む旧北沢小学校後活用の考え方をまとめた。

4．旧北沢小学校後活用の考え方

学びの多様化学校は、不登校児童・生徒が増え続けるなか、一人一人の子どもに合わせたきめ細かい支援の充実のため、早期に設置する必要がある、国・都への調整や手続き、必要な準備を含め、最短でも令和8年4月の開校となる。

なお、後活用としての複合的な施設機能に関しては、地域住民からの意見・要望を踏まえ、池之上小学校仮校舎としての使用が終了する令和6年9月以降、早期に対応可能な機能から順次対応していくことを基本とし、検討していく。

・「きたっこ」（令和6年12月中に移転再開予定）

統合後の子どもたちの居場所として、北沢中学校第2校舎において実施していたが、池之上小学校改築に伴う仮校舎として利用することとなったことを受けて、現在北沢地区会館において運営している。子どもたちが自由に伸び伸びと過ごすことができる居場所・遊び場を早期に整備するため、令和6年8月の池之上小学校仮校舎としての利用終了後、速やかに必要な改修を行い移転する。

・避難所機能（継続）

北沢中学校第2校舎としての利用再開後（令和6年9月以降）も旧北沢小学校を避難所として活用するとともに、防災倉庫の継続設置など、防災機能を引き続き確保する。

・校庭・体育館の区民利用（令和6年9月以降に開始）

地域活動団体や地域スポーツ団体などの活動については、池之上小学校仮校舎としての利用終了後も継続した区民利用を検討する。

・ほっとスクール（令和7年度中に開設）

ほっとスクール利用のニーズが増えるなかで、早期の整備が課題となっている。未整備地域の一つである北沢地域へ整備するとともに、学びの多様化学校をはじめとする各機能との連携を図るために、旧北沢小学校への設置とする。令和7年度中の開設を想定し必要な準備を進める。

・地域コミュニティの場（令和6年9月以降に開始）

令和6年9月以降、町会等地域で利用できるスペースを確保する。学びの多様化学校開校後の諸室の地域利用（図書機能の地域開放など）については、具体的な諸室や利用の仕方等について検討のうえ、実施する。

・学びの多様化学校（令和8年4月に開校）

学校教育法第一条に該当する本校として、校舎や校庭、体育館等を備えた施設の設置を検討する。

5．概算経費

【令和6年度概算経費】

36,313千円

(内訳)

「きたっこ」開設に伴う施設改修工事：30,000千円

北沢地区会館の原状回復に伴う施設改修工事：6,313千円

池之上小学校仮校舎としての使用が終了次第、既存予算を活用して速やかに改修工事に着手できるよう準備を進める。

6．今後のスケジュール（予定）

令和6年	6月～7月	地域住民への説明
	9月以降	「きたっこ」改修工事
	11月	区民生活常任委員会報告、文教常任委員会報告、DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告、子ども・若者施策推進特別委員会報告（学びの多様化学校等基本計画（案）旧北沢小学校後活用方針（案））
令和7年	6月以降	施設改修工事